明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（五一）　六
○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（五二）　四
○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（五三）　四
○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（五四）　四
○ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（五五）　五
○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（五六）　五
〔政　令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一六四）　七
○古物営業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一六五）　七
○古物営業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（一六六）　七
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（一六七）　五
○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（一六八）　五
〔内閣官房令・省令〕
○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十一条の二第一項の規定による国立ハンセン病療養所医師等の兼業等に関する規則（内閣官房・厚生労働一）　五
〔省　令〕
○ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則（厚生労働七三）　五
○防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令（防衛六）　六
〔規　則〕
○人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則（人事院九―八―八八）　六
○人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則（同九―四〇―五三）　六
〔告　示〕
○ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律第二条第一項第一号及び第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所並びに同項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める本邦以外の地域（厚生労働一七二）　六
○ハンセン病元患者家族等問題解決促進特別一時金支給規程（同一七三）　六
○検査対象外軽自動車の型式を認定した件（国土交通七九八）　七
○原動機付自転車の型式を認定した件（同七九九、八〇〇）　七
○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（同八〇一）　八
○自動車の型式についての指定を取り消した件（同八〇二～八〇六）　八
○自動車の型式を指定した件（同八〇七～八二七）　八
○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（同八二八～八三一）　九
○自動車の装置の型式を指定した件（同八三二～八三六）　九
○小型特殊自動車について製作廃止の届出があった件（同八三七）　九
○小型特殊自動車の型式を認定した件（同八三八）　九
〔国会事項〕
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、会社更生、再生関係　一〇一
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構産業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、国民年金基金連合会令和元年台風第十九号における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の納付の特例、地方公務員共済組合連合会役員の退任及び就任関係　一三九
地方公共団体
教育職員免許状失効、公示送達、特定空家等の除却命令、特定空家等の除却命令及び代執行関係　一四〇
会社その他
会社決算公告　一三八

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。